監査報告書

学校法人 中国学園

理事会 御中評議員会 御中

学校法人 中国学園



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人中国学園寄附行為第7条第3項の規定に基づき、学校法人中国学園の令和3年度(令和3年4月1日より令和4年3月31日まで)の業務の状況、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

記

1. 監査の方法の概要

理事会及び評議員会に出席し、理事、事務局長から業務の執行状況を聴取するとともに関係資料を閲覧し、業務及び財産の状況を監査しました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関する決定及び理事の業務執行は適切であり、不正の行為又は法令 若しくは寄附行為に違反する事実のないことを認めます。
- (2) 学校法人の財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実のないことを認めます。
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書は、法令及び寄附行為に従い正しく示していることを認めます。

以上